知事監視製品(平成28年8月24日石川県告示第413号)

1 知事監視製品を特定できる情報				
1	2	3	4	
次の写真に示すとおり、被包に「VIRGIN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「crystal-one」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの		次の写真に示すとおり、被包に「GENESIS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	
VIRGHN	crustal one	誘惑のアロマリキッド	GENESTS	
5	6	7	8	
次の写真に示すとおり、被包に「女神」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「L ROSE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に 「GUY MAX」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に 「GUY MAX II」と表示のある製品 であって、その内容物が液体のも の	
女神	LROSE	GUY MAX	GUY MAX II	
9	10	11	12	
9 次の写真に示すとおり、被包に 「thunderbird」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの	10 次の写真に示すとおり、被包に 「エロスEross 愛AI」と表示のある 製品であって、その内容物が液体 のもの	11 次の写真に示すとおり、被包に「エロスEross 恋REN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	12 次の写真に示すとおり、被包に 「KAMA SUTRA」と表示のある製 品であって、その内容物が植物片 のもの	
次の写真に示すとおり、被包に 「thunderbird」と表示のある製品で	次の写真に示すとおり、被包に 「エロスEross 愛AI」と表示のある 製品であって、その内容物が液体	次の写真に示すとおり、被包に 「エロスEross 恋REN」と表示のあ る製品であって、その内容物が液	次の写真に示すとおり、被包に 「KAMA SUTRA」と表示のある製 品であって、その内容物が植物片	
次の写真に示すとおり、被包に 「thunderbird」と表示のある製品で	次の写真に示すとおり、被包に 「エロスEross 愛AI」と表示のある 製品であって、その内容物が液体 のもの	次の写真に示すとおり、被包に「エロスEross 恋REN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「KAMA SUTRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	
次の写真に示すとおり、被包に「thunderbird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「エロスEross 愛AI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「エロスEross 恋REN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「KAMA SUTRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの KAMA SUTRA	

47	10	40	00
17	18	19	20
次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SAMBA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
NiTRO HAZE	NITRO HAZE	NITRO	STUBAL
21	22	23	24
次の写真に示すとおり、被包に「MIDORI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「INJECTION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「BLUE IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Adam」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
MIDORI	NECTION	BLUE	Adam WARNING FOO NOTE CONDUCTION
25	26	27	28
次の写真に示すとおり、被包に「Eve」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に 「鬼武者 蒼」と表示のある製品で あって、その内容物が植物片のも の	次の写真に示すとおり、被包に 「鬼武者 紅」と表示のある製品で あって、その内容物が植物片のも の	次の写真に示すとおり、被包に「大奥 乱の間」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
Eve Warning Too State Consumerical Consumeri	者	者	

29

次の写真に示すとおり、被包に 「刀」と表示のある製品であって、 その内容物が植物片のもの



2 指定の理由 条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身 体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日 平成28年8月25日